

東日本大震災における義援金の追加配分が決定

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

このたび、東日本大震災における、国・県義援金の第3次7回目の配分と、市義援金の第7回配分の内容が下表のとおり決定しました。

対象となる人には、12月12日(火)に義援金を振

り込みましたのでご確認ください。

なお、これまでに交付している義援金と交付対象は変わらないため、あらためて申請する必要はありません。

<国・県義援金、市義援金の配分対象・金額>

交付対象	国・県義援金 (第3次7回目)	市義援金 (第7回)	合計金額
死亡または行方不明者の遺族	1人当たり8,000円	1人当たり1,600円	1人当たり9,600円
居住していた住宅が全壊または全焼した世帯の世帯主	1戸当たり8,000円	1戸当たり1,600円	1戸当たり9,600円
居住していた住宅が半壊または半焼した世帯の世帯主(大規模半壊含む)	1戸当たり5,000円	1戸当たり1,600円	1戸当たり6,600円

11月の放射線量の測定結果をお知らせします

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線195)/学校教育課管理係(☎内線291)

市内学校施設などの測定の結果

測定場所	測定日	測定高	測定箇所	最大測定値 ($\mu\text{Sv}/\text{時}$)
盛小学校	11月24日	50cm	校舎裏雨どい2	0.13
大船渡小学校	11月24日	50cm	校庭東側地面2	0.10
末崎小学校	11月24日	50cm	校舎裏倉庫雨どい1	0.10
赤崎小学校	11月22日	50cm	校舎保健室脇	0.07
猪川小学校	11月21日	50cm	体育館東側側溝堆積物1	0.09
立根小学校	11月21日	50cm	校庭倉庫雨どい2	0.14
日頃市小学校	11月24日	50cm	倉庫1雨どい1	0.16
大船渡北小学校	11月24日	50cm	プール脇倉庫軒下1	0.10
綾里小学校	11月22日	50cm	体育館東側雨どい2	0.11
越喜来小学校	11月21日	50cm	校庭東南側溝	0.05
吉浜小学校	11月21日	50cm	校舎裏軒下1	0.18
第一中学校	11月21日	100cm	プール東側埋設場所	0.11
大船渡中学校	11月24日	100cm	プール裏雨どい2	0.07
末崎中学校	11月24日	100cm	給食棟裏雨どい1	0.07
赤崎中学校	11月22日	100cm	体育館側軒下	0.06
日頃市中学校	11月24日	100cm	校庭南側角埋設場所	0.13
綾里中学校	11月22日	100cm	校舎裏雨どい1	0.09
越喜来中学校	11月21日	100cm	校舎裏軒下2	0.11
吉浜中学校	11月21日	100cm	校舎裏軒下2	0.09
綾里こども園	11月22日	50cm	園庭地面2	0.08
越喜来こども園	11月21日	50cm	北側入口側溝	0.04
吉浜こども園	11月21日	50cm	園庭中央地面	0.08
海の星幼稚園	11月24日	50cm	園庭中央地面	0.08
綾里キッズ	11月22日	50cm	建物外階段	0.09
盛川河川敷	11月22日	50cm	佐野橋方向グラウンド端	0.09
三陸総合運動公園	11月22日	50cm	テニスコート東コート体育館側	0.09

※測定結果の詳細は、市のホームページで公表しています。

(9) 広報大船渡お知らせ版 29.12.20(No.1117)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

償却資産の申告は1月31日までに～早めの申告を～

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線140・155)

■平成30年度の償却資産申告

毎年1月は、固定資産税の課税対象となる事業用償却資産の申告時期です。

平成30年1月1日現在で、市内に事業用の償却資産を所有している人は、申告する必要があります。

申告期限は1月31日(水)までですが、できるだけ早めに申告するようお願いします。

なお、市内に償却資産をお持ちの人で、申告書が届いていない人はご連絡ください。

※平成28年度分の申告から、申告書へのマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が義務化されました。申告書を提出するときは、マイナンバーの記載と本人確認資料の提示または写しの添付が必要です。

■東日本大震災による代替償却資産への特例適用

震災で滅失、損壊した償却資産の所有者などが、平成31年3月31日までに被災地域で被災した償却資産を改良した場合や、それに代わる償却資産(代替償却資産)を取得した場合は固定資産税額の基になる課税標準額4年度分を $\frac{1}{2}$ に減額します。

特例適用申告書と代替資産対照表に、必要事項を記入の上、償却資産申告書とともに提出してください。

家屋を取り壊した人は必ず届け出を

固定資産税が課税されている家屋(居宅、物置など)を取り壊した人は、届け出る必要があります。詳しくはお問い合わせください。

国保・後期高齢者医療費一部負担金、介護保険サービス利用者負担金について

- ▷国民健康保険に関する問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)
- ▷後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先＝国保年金課医療給付係(☎内線142・148)
- ▷介護保険サービスに関する問い合わせ先＝長寿社会課介護保険係(☎@2943)

平成30年1月以降も 免除期間を延長します

東日本大震災で被災した人は、被災状況により、医療機関などでの窓口負担、または介護保険サービスの利用者負担が免除されていますが、その免除期間を平成30年1月以降も延長します。

免除の対象となる人には、平成30年1月から有効となる証明書を12月中に郵送しますので、ご確認ください。

■国民健康保険

▷免除期間・対象

①平成30年12月31日まで延長

住家が被災した人、主たる生計維持者が被災(死亡・行方不明・重篤な傷病)した人、福島第一原子力発電所の事故により避難指示などの対象となっている人

②平成30年6月30日まで延長

現在、免除の対象となっている人で、主たる生計維持者が業務を廃止・休止している人、または、主たる生計維持者が失職し、現在も収入がない人

※免除を行っていない市町村もあります。本市から転出する場合は、転出先の市町村にご確認ください。(8)

■後期高齢者医療制度

▷免除期間＝平成30年12月31日まで

▷対象

・住家が被災した人、主たる生計維持者が被災(死亡・行方不明・重篤な傷病)した人、福島第一原子力発電所の事故により避難指示などの対象となっている人

・現在、免除の対象となっている人で、主たる生計維持者が業務を廃止・休止している人、または、主たる生計維持者が失職し、現在も収入がない人(※申請が必要です)

■介護保険サービス(利用者負担額免除)

▷免除期間＝平成30年12月31日まで

▷対象

・住家(アパートなど賃貸借物件を含む)が半壊以上の被害を受けた人

・主たる生計維持者が死亡または行方不明となった人

・主たる生計維持者の失職などにより、災害時から現在まで収入がない人

※新たに免除を希望する人は、先に要介護認定を申請してください